

ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係） 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;"><u>20210713 保局第1号</u> <u>令和3年7月27日</u></p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>太田 雄彦</u></p> <p style="text-align: center;">ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）</p> <p>ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）を別添1及び別添2のとおり制定する。</p> <p>（別添1）（略）</p> <p>（別添2）</p> <p style="text-align: center;">ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係</p> <p>ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第5号）により、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> | <p style="text-align: center;"><u>20200623 保局第1号</u> <u>令和2年7月8日</u></p> <p style="text-align: center;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 <u>小澤 典明</u></p> <p style="text-align: center;">ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）</p> <p>ガス事業法の運用及び解釈について（ガス用品関係）を別添1及び別添2のとおり制定する。</p> <p>（別添1）（略）</p> <p>（別添2）</p> <p style="text-align: center;">ガス用品の技術上の基準等に関する省令関係</p> <p>ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令（平成28年経済産業省令第5号）により、ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号。以下「省令」という。）別表第3（第11条、第13条関係）の改正を行った。これにより、技術的根拠に基づいてガス用品が同表に示す性能を満たす場合は、技術上の基準に適合することとなる。以下の表は、省令の別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例を参考までに示したものである。</p> |

別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

| ガス用品の区分 | 技術的内容 |
|-----------------------------|----------|
| 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 | (略) |
| 半密閉燃焼式ガストーブ | (略) |
| 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま | (略) |
| ガスふろバーナー | (略) |
| 開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器 | (略) |
| 開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ | (略) |
| 密閉燃焼式又は | 1～12 (略) |

別表第3（第11条、第13条関係）に示す性能を満たす技術的内容の例

| ガス用品の区分 | 技術的内容 |
|-----------------------------|----------|
| 半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器 | (略) |
| 半密閉燃焼式ガストーブ | (略) |
| 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま | (略) |
| ガスふろバーナー | (略) |
| 開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器 | (略) |
| 開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブ | (略) |
| 密閉燃焼式又は | 1～12 (略) |

屋外式のガスバーナー付ふろがま

- 1.3 自然給排気式のものにあっては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 冠水が進行したときに、安全に消火すること。
- (2) 冠水時に60秒間点火操作を繰り返し行ったときに、次に掲げるいずれかの条件に適合すること。
- イ パイロットバーナーに点火できないこと。
- ロ パイロットバーナーに点火できる場合には、メインバーナーに点火したときに安全に消火すること。
- (3) 冠水排水後に、次に掲げるいずれかの条件に適合すること。
- イ パイロットバーナーに点火できないこと。
- ロ パイロットバーナーに点火できる場合には、メインバーナーに点火したときに異常がないこと。
- (4) 消火操作を行った後、立ち消え安全装置が閉弁する前に、点火操作を行ったときに、次に掲げるいずれかの条件に適合すること。
- イ パイロットバーナーに点火できないこと。
- ロ パイロットバーナーに点火できる場合には、異常がないこと。
- (5) パイロットバーナーのみに点火する操作を60秒間繰り返した後に通常の点火操作を行ったときに、異常がないこと。
- (6) 消し忘れ防止機能は、設定時間の10パーセント以内の範囲で作動すること。
- 1.4 密閉燃焼式のもの給排気部は、気密性を有すること。
- 1.5～3.3 (以下同様に番号を繰下げ)
- 3.4 自然給排気式のものにあっては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。
- 3.5 (略)

屋外式のガスバーナー付ふろがま

[新設]

- 1.3 密閉燃焼式のもの給排気部は、気密性を有すること。
- 1.4～3.2 (略)
- 3.3 自然排気式のものにあっては、遠隔操作機構(有線式のものを除く。)を有しないものであること。
- 3.4 (略)

ガスこんろ (略)

(備考)

(略)

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

(略)

1.4について (略)

1.7について (略)

2.1について (略)

2.2について (略)

2.6について (略)

2.7について (略)

2.8について (略)

3.0について (略)

3.2について (略)

3.3について (略)

3.4及び3.5について (略)

3.6について (略)

(略)

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

なお、改正日から令和4年7月31日までは従前の例によることができる。

ガスこんろ (略)

(備考)

(略)

[密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま]

(略)

1.3について (略)

1.6について (略)

2.0について (略)

2.1について (略)

2.5について (略)

2.6について (略)

2.7について (略)

2.9について (略)

3.1について (略)

3.2について (略)

3.3及び3.4について (略)

3.5について (略)

(略)

